

介護支援専門員証の旧姓又は通称名併記について

令和5年11月から、下記の場合においては、介護支援専門員証に旧姓又は通称名を併記することが可能になりました。

○介護支援専門員の登録及び交付申請を申請するとき（様式第1号）。

○現在、有効期間内の介護支援専門員証の交付を受けている場合であって、登録事項（氏名）の変更を申請するとき（様式第3号の1）。

なお、併記を希望する場合は、申請時に現在の姓と旧姓又は戸籍上の氏名と通称名が併記されている書類（詳細は該当する申請様式参照）を添付してください。

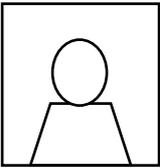
また、他都道府県へ登録移転する場合における併記の取り扱いについては、移転先に御確認ください。

【交付される介護支援専門員証のイメージ】

1 旧姓を併記する場合（例：宮城 花子（旧姓：仙台））

介護支援専門員証	
	登録番号 XXXXXXXX
	氏名 宮城(仙台) 花子
	(以下略)

2 通称名を併記する場合（例：李 華子（通称名：宮城 花子））

介護支援専門員証	
	登録番号 XXXXXXXX
	氏名 李 華子(宮城 花子)
	(以下略)

【問合わせ先】

宮城県保健福祉部長寿社会政策課
地域包括ケア推進班

TEL：022-211-2552

【申請方法について】

- 1 登録のみしており証の交付を受けたことがない方
 - ・登録事項の変更申請（様式第3号の1）と証の交付申請（様式第1号）を同時に行ってください。
 - ・登録事項の変更に0円、証の新規交付に4,200円の手数料が必要です。

- 2 証の交付を受けているが、証の有効期間が満了している方
 - ・手続きは1と同様です。

- 3 有効期間中の証をお持ちの方
 - ・登録事項の変更及び書換え交付申請（様式第3号の1）を行ってください。
 - ・登録事項の変更及び書換え交付に2,200円の手数料が必要です。